

資料 2 - 2

牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正について

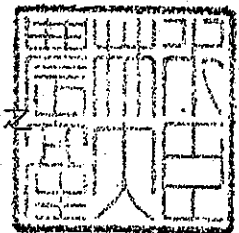
15 消安第 3366 号

平成 15 年 11 月 11 日

食品安全委員会

委員長 寺田雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 3 号及び第 5 号並びに同条第 3 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

1. 貴委員会において「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」とされた「背根神経節を含むせき柱」に関して、脳、せき髄等と異なり牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 7 条第 2 項等の法令に基づく焼却処理が義務付けられないとした場合における飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項に規定する飼料の基準・規格の改正について
2. 貴委員会において「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」とされた「背根神経節を含むせき柱」に関して、脳、せき髄等と異なり牛海綿状脳症対策特別措置法第 7 条第 2 項等の法令に基づく焼却処理が義務付けられないとした場合における肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条第 1 項に規定する肥料の公定規格の変更について

(別紙)

1. 背根神経節を含むせき柱については、「背根神経節のリスクについてはせき髄と同程度」であり、「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」との食品健康影響評価の結果が示されたところ。

(「厚生労働省発食安第0701020号に係る食品健康影響評価の結果について」(平成15年9月11日付け府食第101号))

2. 国際動物衛生規約では、食品のみならず、飼料、肥料、化粧品、生物学的製剤を含む医薬品、医療用具についても、BSEに対するリスクが中程度の国を原産とするものにあつては、6ヶ月令を超える牛の脳、眼、せき髄及び回腸遠位部に加え、新たに頭蓋及びせき柱が含まれてはならないとされているところ。

(国際動物衛生規約第2.3.13.19条)

3. これまで、日本においては、牛の頭部(舌及び頬肉を除く。)、せき髄及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。)については、特定部位され、牛海綿状脳症対策特別措置法によりと畜場における焼却が義務付けられているところ。

(牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項、と畜場法施行規則第2条の2第16号)

4. 厚生労働省では、牛のせき柱を含む食品等の管理方法試案として、以下の二つの方法について検討しているところ。

【試案1】

○ 最終的に消費者に販売される「食肉」については、牛のせき柱(BSE発生源国としてOIEが公表した国・地域のものをいう。以下同じ)が含まれてはならない。なお、せき柱(同上)の除去にあたっては、背根神経節による牛の枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐように処理しなければならない。

○ 牛のせき柱を食品、添加物及び器具の製造に使用してはならない。

なお、ゼラチンについては、せき柱以外の骨の使用を含め基準の検討を行う。食用牛脂の不溶性不純物の規定については、牛のせき柱の使用実態等を踏まえ、さらに検討を行う。

【試案2】

○ 背根神経節を特定部位に指定し、と畜場において背根神経節の除去及び焼却を義務付ける。

5. 従って、背根神経節を含むせき柱について、特定部位と同じ【試案2】の管理がなされるのであれば、と畜場における焼却がなされることになり、飼料、肥料などにせき柱が含まれることはない。

6. しかしながら、【試案1】の管理がなされるのであれば、飼料、肥料について牛のせき柱が含まれないようにするため、以下の措置を適切に講じる必要がある。

(なお、牛由来の肉骨粉等については、既に飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき飼料としての利用が禁止されている。)

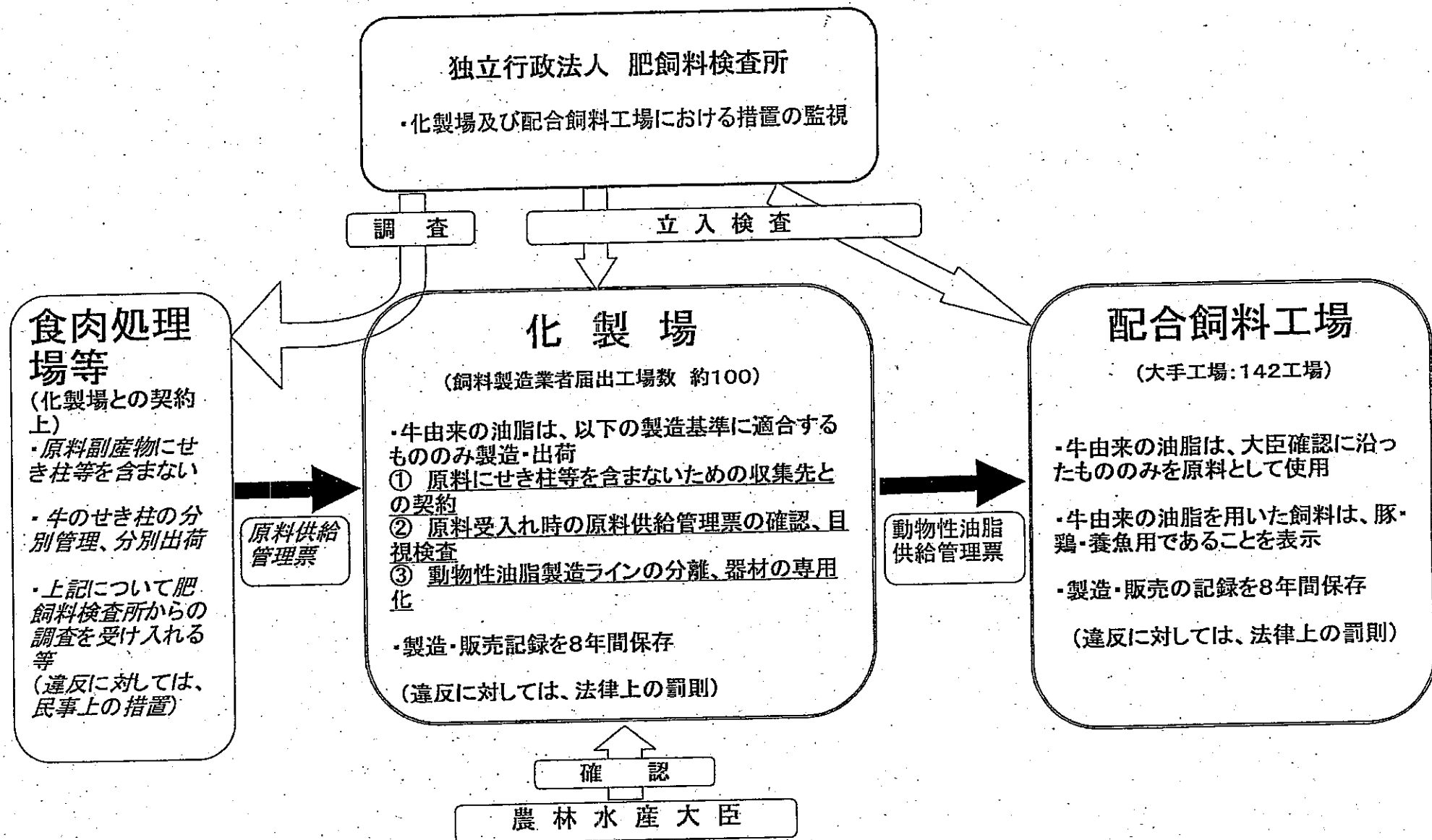
(1) 飼料については、牛のせき柱に由来する動物性油脂が牛に給与されることのないようにするとともに、その他の家畜用飼料の牛への誤用・流用による問題の発生を防止するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項に基づく基準・規格を改正し、

① 牛、めん羊、山羊及びしか(以下「牛等」という。)用飼料については、食用グレードの油脂(食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであって、不溶性不純物の含有量が0.02%以下であるものをいう。)以外の反すう動物由来油脂の使用を禁止する。

② その他の家畜用飼料に用いられる動物性油脂については、牛のせき柱及び死亡牛に由来するものが含まれていないことを農林水産大臣が確認する仕組みを設ける。(別添1)

(2) 肥料については、牛のせき柱に由来するものが原料に含まれる肥料の牛への誤用・流用による問題の発生を防止するため、肥料取締法第3条第1項に基づく公定規格を変更し、肥料の原料に牛のせき柱及び死亡牛に由来するものが含まれていないことを農林水産大臣が確認する仕組みを設ける。(別添2)

牛由来の油脂(飼料)の確認措置



牛由来の原料を用いた肥料の確認措置

